税制セミナー ／ 玉川法人会 税制委員会 主催

知っているつもりが、いちばん危ない。

相続の盲点

KSK2、名義預金、相続時精算課税、争族、そしてAI。
「うちは大丈夫」と思っている人ほど外している論点を、相続専門税理士の篠田修が解説します。

日 時	会 場
2027年 2月12日（金） **18:00 ～ 19:30**	玉川区民会館4階（第5集会室） 〔 世田谷区等々力3-4-1 〕 東急大井町線 等々力駅 徒歩1分

本日お話しする5つの盲点 PROGRAM

① 国税庁のシステムが25年ぶりに刷新――「KSK2」で調査はこう変わる
2026年9月、国税庁の基幹システムがKSK2へ。書面の申告書もAIで読み取られ、税目を横断して納税者単位に名寄せされます。調査先の選定は、調査官の経験と勘からデータによる標準化へ。まず、この変化から。

② 税務調査で狙われるのは、土地ではなく「名義預金」
令和6事務年度、申告漏れ相続財産の43.3%が現金・預貯金等。土地は12.3%にすぎません。子や孫の名義の通帳が、なぜ親の財産とみなされるのか――名義預金に時効はないという急所と、認定を避ける実務の3点セットまで。

③ 相続時精算課税の“神改正”――使えない制度が主役になった
年110万円の基礎控除が新設され、申告も持ち戻しも不要に。一方で暦年贈与の持ち戻しは3年から7年へ延び、2027年の相続から効き始めます。後戻りできない罠まで含めて、使い分けを整理します。

④ 「うちは仲が良いから揉めない」――争族は、普通の家で起きる
揉める原因は財産の多寡ではありません。親の介護を誰が担ったか（寄与分）、実家に同居して浮いた住居費（特別受益）、そして分割は時価・申告は路線価という不動産評価の二重基準。仲の良い家ほど、この3つが表に出ません。揉めたまま10か月を過ぎれば特例が止まり、税額まで膨らみます。

⑤ AIとの壁打ちで、相続・贈与の相談はどこまでできる？
AIは「何が分からないのかが分からない」状態を解きほぐす入口として優秀です。一方で、存在しない条文や古い税率を堂々と答えることも。使いどころと、専門家に渡すべき5つの局面を整理します。

こんな方に聞いていただきたい内容です

- ✓ 家族名義の口座に資金を移している方
- ✓ 毎年110万円の生前贈与を続けている方
- ✓ 親の介護や実家での同居が続いている方
- ✓ 税務署に何を見られるのか知っておきたい方
- ✓ 財産の大半が自宅など不動産という方
- ✓ AIに相続・贈与を聞いてみたことがある方

お申込
お問合せ

氏 名　　人 数　　名

定 員	40名（先着順）	参 加 費	無料
申込方法	HP経由またはFAX	申込締切	2027年1月20日

事 務 局　玉川法人会
MAIL：tamagawajimukyoku@orion.ocn.ne.jp
TEL 03－3707－8668
FAX 03－3707－4992